

令和5年度

山口県福祉サービス運営適正化委員会事業報告書（概要）

〔本会議・運営監視部会〕

1 山口県福祉サービス運営適正化委員会等の開催状況

(1) 福祉サービス運営適正化委員会本会議（開催回数：1回）

開催日	出席 委員数	議 題
6月12日	16人	① 令和4年度事業報告について ② 令和5年度事業計画について ③ その他 全社協「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会」報告書 について

(2) 運営監視部会（開催回数：4回）

福祉サービス利用援助事業の実施主体である県社会福祉協議会が行う事業の透明性、公正性を担保し、事業の適正な運営を確保するため、定期的に業務実施状況・事業運営推進計画等について報告を受け、事業全般の監視を行った。

開催日 (開催回数)	出席 委員数	議 題
6月12日 (第97回)	8人	① 山口県日常生活自立支援事業の実施状況について ② 契約締結審査会（令和5年1月～3月）及び事務局審査会の審査結果について ③ 令和5年度日常生活自立支援事業等実施状況調査の結果について ④ 令和5年度現地調査（委員会）の調査内容等について
9月14日 (第98回)	8人	① 山口県日常生活自立支援事業の実施状況について ② 契約締結審査会（令和5年4月～6月）及び事務局審査会の開催状況及び審査結果について ③ 令和5年度 現物調査（県社協）の進捗状況について ④ 令和5年度 運営適正化委員会現地調査（10市町社協）の実施について
12月22日 (第99回)	9人	① 山口県日常生活自立支援事業の実施状況について ② 契約締結審査会（令和5年7月～9月）及び事務局審査会の開催状況及び審査結果について ③ 令和5年度 現物調査（県社協）の実施状況について ④ 令和5年度 現地調査（委員会）の実施状況について

3月6日 (第100回)	8人	① 山口県日常生活自立支援事業の実施状況について ② 契約締結審査会（令和5年10月～12月）の開催状況及び審査結果について ③ 令和6年度山口県日常生活自立支援事業 事業計画（案）について ④ 令和6年度山口県福祉サービス運営適正化委員会事業計画（案）について
-----------------	----	--

2 調査実施状況

社協名	実施日	担当委員	実利用者数 R5年9月30日現在(人)
山陽小野田市社会福祉協議会	10月3日(火)	佐伯 映子 委員	63
和木町社会福祉協議会	10月5日(木)	高橋 俊文 委員	0
上関町社会福祉協議会	10月6日(金)	大窪 正行 委員	10
平生町社会福祉協議会	10月12日(木)	池田 朝子 委員	4
田布施町社会福祉協議会	10月17日(火)	古川 英希 委員	19
宇部市社会福祉協議会	10月18日(水)	津田 安史 委員	190
阿武町社会福祉協議会	10月23日(月)	宮川 芳恵 委員	12
下関市社会福祉協議会	11月7日(火)	板村 憲作 委員	152
長門市社会福祉協議会	11月22日(水)	草平 武志 委員	34
萩市社会福祉協議会	11月24日(金)	辻中 浩司 委員	108

◇ 現地調査結果

(1) 日常生活自立支援実施体制について

この度調査を行った社協について、9月30日現在の定点調査で、日常生活自立支援事業の利用者が一番多かったのは、宇部市社協で190人、一番少ないのは、和木町社協で0人であった。

(2) 日常的金銭管理サービス

ア 全ての社協の本部・本所において、払出前の複数職員でのチェックが行われていたが、一部の支部・支所では、実施できていないところもあった。

イ 支援後の第三者による金銭管理授受簿等の確認については、8社協では支援終了の都度実施し、2社協においては一定期間まとめて確認をしていた。

ウ 利用者のいる各社協において、年1回以上内部での検査を実施していたが、一部の社協では実施されていないところがあった。

(3) 書類等預かりサービスについて

一部の社協では金庫開錠の決裁や検査が実施されていないところがあった。

(4) 契約ケースの援助状況について

ア 各社協において概ね適正に実施されていた。病院や施設によっては新型コロナウイルス感染症予防対策が継続中であり、利用者本人と会うことができていないケースもあった。

イ 支援計画の主な変更理由は、支援回数や支援額の変更、書類等預かりサービス追加などである。

(5) 成年後見制度への移行について

社協にて成年後見制度への移行が必要と判断される案件はそれぞれあるが、申立て費用や後見報酬の問題、首長申立のハードルが高く移行が進まないと言った回答があった。

(6) 専門員の業務等について

ア 専門員の対応の限界を超える契約件数となっており、初回相談後、順番待ちの利用希望者がいる社協もあった。

イ 新型コロナウイルス感染症予防対策の影響で、病院や施設での面会禁止が続いており、3か月間一度も社協職員が面会できていない利用者も多くいた。

ウ 専門員の業務負担として「金融機関に関する手続き」があり、窓口の対応時間変更や、硬貨50枚以上の取り扱いに対する手数料発生等により、専門員の負担が増えている。また、初回相談を受けてからの生活状況の把握、臨時支援への対応、契約後に発生したニーズの解決などがあった。

(7) その他

ア キャッシュレス決済により利用者本人による計画以上の払い出しが可能となったため、社協として利用者の支出が把握できない問題が生じている。

イ 弁護士等の専門家と顧問契約をしているところは4社協。契約はしていないが相談できる専門家がいう社協もあった。

ウ 利用者の多い社協から、県内で共通する本事業の統一システムの導入の希望があった。

エ 生活支援員等の確保について「次世代を担う人材がいらない」と回答されることがある一方で、「社協だよりに掲載したところ、元施設職員や元ヘルパーなどから応募があり、確保できている」と回答される場所もあった。(社協職員が生活支援員を兼務している場所もあったが、人材の確保は課題である。)